

和歌山市企業局請負工事成績評定点の公表に関する取扱い基準

(趣旨)

第1条 この取扱い基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第16条及び同指針第2の第4項（1）の規定に基づき、評定点の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象は、和歌山市企業局請負工事成績評定要領第2条に定める成績評定の対象工事（以下「工事」という。）とする。

(公表の方法)

第3条 公表は、工事成績評定点一覧表（別表、以下「一覧表」という。）を和歌山市企業局のホームページに掲示する方法で行うものとする。

- 2 公表は、完成検査が完了した工事について、翌月の指定した日に行うものとする。
- 3 要領第10条第1項の規定による評定の修正を行ったときは、その修正結果を受注者に通知した後、速やかに修正後の評定点を公表するものとする。

(公表の期間)

第4条 公表期間は、掲載月から起算して1年間とする。

- 2 前条第3項の規定により評定を修正した場合の公表期間は、前項の規定を準用する。この場合において、完成検査年月日とあるのは、手直し完了後の検査年月日と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。